

死亡保險  
普通保險約款

# 死亡保険 普通保険約款

## 目次

### ■この保険の趣旨

#### 1. 責任開始日、保険期間および保険料払込期間

第1条 責任開始日

第2条 保険期間および保険料払込期間

#### 2. 死亡保険金の支払

第3条 死亡保険金の支払

第4条 保険金受取人の指定

第5条 死亡保険金の支払に関する補則

#### 3. 死亡保険金の請求、支払時期および支払場所

第6条 死亡保険金の請求、支払時期および支払場所

#### 4. 保険料の払込

第7条 保険料払込方法(回数)が月払の保険料の払込

第8条 保険料払込方法(回数)が年払の保険料の払込

第9条 保険料払込方法(経路)

第10条 保険料払込方法(経路)の変更

第11条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第12条 払込期月または猶予期間中に保険事故が発生した場合

#### 5. 保険契約の取消・無効

第13条 詐欺による取消および不法取得目的による無効

#### 6. 告知義務

第14条 告知義務

第15条 告知義務違反による解除

第16条 告知義務違反による解除ができない場合

#### 7. 重大事由による解除

第17条 重大事由による解除

#### 8. 契約者配当金

第18条 契約者配当金

#### 9. 保険契約の解約

第19条 保険契約の解約

#### 10. 未経過保険料

第20条 未経過保険料

#### 11. 契約内容の変更

第21条 コース変更

第22条 保険料払込方法(回数)の変更

第23条 保険契約者の変更

第24条 保険金受取人の変更

第25条 遺言による保険金受取人の変更

第26条 保険契約者または保険金受取人の代表者

第27条 保険契約者の住所または通信先の変更

#### 12. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

第28条 年齢の計算

第29条 契約年齢および性別の誤りの処理

#### 13. 保険契約の更新

第30条 保険契約の更新

#### 14. 保険契約を更新するときの保険料その他の

契約内容の見直しをする場合

第31条 保険契約を更新するときの保険料その他の契約内容の見直しをする場合

#### 15. 保険期間中の保険料の増額または

死亡保険金の減額をする場合

第32条 保険期間中の保険料の増額または死亡保険金の減額

第33条 想定外の事象発生による保険期間中の死亡保険金の削減

#### 16. 時効

第34条 時効

#### 17. 管轄裁判所

第35条 管轄裁判所

#### ■別表1 <請求書類>

# 死亡保険 普通保険約款

## ■この保険の趣旨

この保険は、人生を“身ぎれいに”生き、葬儀代程度の資金を手ごろに確保していただくことを目的として、わかりやすくシンプルな商品構成による死亡保障の提供を行うことを趣旨とします。

## 1. 責任開始日、保険期間および保険料払込期間

### 第1条<責任開始日>

1. 会社は、保険契約申込書等の受付を毎月15日（以下「申込締切日」といいます。）に締め切ります。申込締切日までに会社が受理し、承諾したことを条件として、申込締切日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を負います。
2. 前項により会社の責任が開始される日を責任開始日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算は、責任開始日から起算します。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合、その旨を責任開始日までに保険契約者に通知します。

### 第2条<保険期間および保険料払込期間>

1. 保険期間は、責任開始日から起算して1年間とします。
2. 保険料払込期間は、前項の保険期間と同一とします。

## 2. 死亡保険金の支払

### 第3条<死亡保険金の支払>

1. 死亡保険金の支払は、次に定めるとおりとします。

支払事由	被保険者が、保険期間中に死亡したとき
支払金額	保険証券記載の保険金額
保険金受取人	保険金受取人

### 免責事由

次のいずれかにより、支払事由に該当したとき

- ①責任開始日（第21条<コース変更>第1項に定めるコース変更をした場合はコース変更日とします。また、第30条<保険契約の更新>に定める更新をした場合は更新前の最初の保険契約の責任開始日とします。）からその日を含めて3年以内の自殺
- ②保険契約者の故意
- ③保険金受取人の故意
- ④戦争その他の変乱

### 第4条<保険金受取人の指定>

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険金受取人を1人の者に指定してください。

### 第5条<死亡保険金の支払に関する補則>

1. 被保険者の生死が不明な場合でも、法定死亡（失踪宣告・戸籍法上の認定死亡による除籍）その他死亡したものと会社が認めるときは、死亡保険金を支払います。
2. 第3条<死亡保険金の支払>の免責事由に該当して死亡保険金が支払われない場合には、会社は、被保険者が死亡した日を基準日として第20条<未経過保険料>の規定により、未経過保険料を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意によるときはこれを支払いません。
3. 保険金受取人の死亡時以降、保険金受取人の変更が行われていない間に死亡保険金の支払事由が発生した場合は、会社は、保険金受取人の死亡時の法定相続人で死亡保険金の支払事由の発生時に生存している者を保険金受取人として、均等割合で死亡保険金を支払います。
4. 前項により保険金受取人が複数存在する場合で、保険金受取人の一部の者が故意に被保険者を死亡させたときは、会社は、死亡保険金のうち当該保険金受取人に帰属する部分を支払わず、残額を他の保険金受取人に支払います。

### 3. 死亡保険金の請求、支払時期および支払場所

#### 第6条<死亡保険金の請求、支払時期および支払場所>

1. 死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険金受取人は、別表1記載の請求に必要な書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出して死亡保険金を請求してください。
3. 死亡保険金は、前項の請求書類が会社の本社に到着した日（ただし、請求書類に不備がある場合はその不備が解消した日）の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。なお、それを超えて支払うこととなった場合は、超過期間に対する利息を付けて死亡保険金を支払います。
4. 死亡保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から死亡保険金請求までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、会社は、請求書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内にその旨を保険契約者または保険金受取人に対して通知したうえで、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には前項にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、請求書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とし、それを超えて支払うこととなった場合は超過期間に対する利息を付けて死亡保険金を支払います。

(1) 死亡保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の死亡の事実の有無
(2) 死亡保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	被保険者が死亡した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

- (4) この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項および保険契約の締結時から死亡保険金請求までにおける保険契約者、被保険者または保険金受取人の保険契約締結の目的等を示す行為その他重大事由、詐欺または不法取得目的の有無の確認に必要な事項

5. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、請求書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とし、それを超えて支払うこととなった場合は超過期間に対する利息を付けて死亡保険金を支払います。

(1) 弁護士法にもとづく照会その他の法令に基づく照会	180日
(2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、当該刑事手続きの結果の照会	180日
(3) 日本国外における調査	180日

6. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（必要な回答もしくは同意を拒んだとき、または必要な協力に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金を支払いません。

## 4. 保険料の払込

### 第7条<保険料払込方法(回数)が月払の保険料の払込>

1. 保険料はその払込期間中、毎回、第9条<保険料払込方法(経路)>第1項に定める方法によって次の各号の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んでください。
  - (1) 第1回保険料の払込期月は、責任開始日の属する月の初日から末日まで
  - (2) 第2回以後の保険料の払込期月は、責任開始日の月単位の応当日の属する月の初日から末日まで

### 第8条<保険料払込方法(回数)が年払の保険料の払込>

1. 保険料はその払込期間中、次条第1項に定める方法によって払込期月である責任開始日の属する月の初日から末日までに払い込んでください。

### 第9条<保険料払込方法(経路)>

1. 保険料は会社の定めた日(以下「振替日」といいます。)に保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)から会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。
2. 前項の払込方法(経路)には、次の各号の条件を満たす必要があります。
  - (1) 指定口座が、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)に設置してあること
  - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座(提携金融機関等が、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等の場合には、当該委託機関の口座)へ保険料の口座振替を委託していること
3. 振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合、翌営業日に振替を行います。この場合、第1項に定める振替日に保険料が払い込まれたものとします。
4. 保険契約者は、振替日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れてください。

### 第10条<保険料払込方法(経路)の変更>

1. 保険契約者は、指定口座を提携金融機関等の他の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出てください。
2. 会社は、前条に定める以外の保険料払込方法(経路)は認めません。ただし、次条第2項第2号に該当する場合はこの限りではありません。
3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関等の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

### 第11条<保険料払込の猶予期間および保険契約の失効>

1. 第1回保険料の払込の猶予期間はありません。
2. 第2回以後の保険料払込の猶予期間は払込期月の翌月初日から末日までとします。
  - (1) 払込期月の振替日に保険料の口座振替が不能の場合は、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて2か月分の合計額を振り替えます。
  - (2) 翌月の振替日にも口座振替が不能の場合は、保険契約者は、その振替日の翌日からその月の末日までに保険料を会社に払い込んでください。
3. 保険料の払込がない場合は、保険契約は次の各号に定める日から失効します。
  - (1) 第1回保険料の払込期月に保険料の払込がない場合は、払込期月の翌月初日
  - (2) 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料の払込がない場合は、猶予期間満了日の翌日

### 第12条<払込期月または猶予期間中に保険事故が発生した場合>

1. 保険料の払込がないまま、払込期月または猶予期間中に死亡保険金の支払事由が生じた場合、保険契約者はただちに当該保険料を会社に払い込んでください。
2. 前項にかかわらず、会社は、保険契約者または保険金受取人の申出により、死亡保険金から払い込むべき保険料を差し引いて支払うことができます。

## 5. 保険契約の取消・無効

### 第13条<詐欺による取消および不法取得目的による無効>

1. 保険契約の締結の際に、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。
2. 保険契約者が死亡保険金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 6. 告知義務

### 第14条<告知義務>

1. 保険契約の締結または第21条<コース変更>第1項に定めるコース変更をする際、保険契約者または被保険者は、会社所定の書面で質問した事項につき、その書面により告知してください。

### 第15条<告知義務違反による解除>

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、告知の際に事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合、会社は、保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 死亡保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合、会社は、死亡保険金を支払いません（ただし、解除の原因となった事実によらずに死亡保険金の支払事由が発生した場合を除きます）。すでに死亡保険金を支払っていたときは、死亡保険金の全額返還を請求します。
4. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知をもって行います。ただし、保険契約者またはその住所、通信先もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合、被保険者または保険金受取人に通知します。
5. 会社は、未経過保険料がある場合には、被保険者が死亡した場合は被保険者が死亡した日を、それ以外の場合は解除の通知をした日を基準日として第20条<未経過保険料>の規定により、未経過保険料を保険契約者に支払い

ます。

### 第16条<告知義務違反による解除ができない場合>

1. 会社は、次のいずれかの場合、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
  - (1) 会社が、保険契約締結または第21条<コース変更>第1項に定めるコース変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
  - (2) 会社または会社の保険募集人が、保険契約者または被保険者が事実の告知をすることを妨げたとき、もしくは保険契約者または被保険者に対し、事実の告知をしないことまたは不実の告知をすることを勧めたとき。ただし、会社または会社の保険募集人にこのような行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が前条第1項の事実の告知をせず、または不実の告知をしたと認められるときを除きます。
  - (3) 会社が、解除の原因となる事実を知った日（正当な理由により解除の通知ができない場合、その通知ができる日）から起算して1か月を経過したとき
  - (4) 保険契約が責任開始日（第21条<コース変更>第1項に定めるコース変更をした場合はコース変更日とします。また、第30条<保険契約の更新>に定める更新をした場合は更新前の最初の保険契約の責任開始日とします。）から起算して2年を超えて有効に継続したとき。ただし、責任開始日から起算して2年以内に、解除の原因となる事実により死亡保険金の支払事由が生じているときを除きます。
  - (5) 責任開始日（第21条<コース変更>第1項に定めるコース変更をした場合はコース変更日とします。また、第30条<保険契約の更新>に定める更新をした場合は更新前の最初の保険契約の責任開始日とします。）から起算して5年を経過したとき

## 7. 重大事由による解除

### 第17条<重大事由による解除>

1. 会社は、次のいずれかの場合、保険契約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または保険金受取人が保険金（他の保険

契約の保険金等を含み、保険種類および保険金等の名称の如何を問いません。以下本項において、同様とします。)を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき

- (2) この保険契約の死亡保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
  - (3) その他、保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続させられない前2号と同等の重大な事由があるとき
2. 死亡保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。
  3. 前項の場合、会社は第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金を支払いません。すでに死亡保険金を支払っていたときは、死亡保険金の全額返還を請求します。
  4. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知をもって行います。ただし、保険契約者またはその住所、通信先もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合、被保険者または保険金受取人に通知します。
  5. 会社は、未経過保険料がある場合には、被保険者が死亡した場合は被保険者が死亡した日を、それ以外の場合は解除の通知をした日を基準日として第20条<未経過保険料>の規定により、未経過保険料を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意により被保険者が死亡または死亡しようとしたときはこれを支払いません。

## 8. 契約者配当金

### 第18条<契約者配当金>

1. この保険契約には、契約者配当金はありません。

## 9. 保険契約の解約

### 第19条<保険契約の解約>

1. 保険契約者は、将来に向かって、いつでも保険契約を解約することができます。この場合、解約日は請求書類を受理した日またはその日以後の保険契約者が指定した日とします。

2. 未経過保険料がある場合には、解約日を基準日として、次条の規定により、未経過保険料を支払います。

## 10. 未経過保険料

### 第20条<未経過保険料>

1. 保険料払込方法(回数)が、月払の場合  
未経過保険料はありません。
2. 保険料払込方法(回数)が、年払の場合  
未経過保険料は、領取した年払保険料から次の各号の基準日における既経過月数(1か月未満の端数は切り上げます。)に保険証券記載の月払保険料相当額を乗じた額を差し引いた額とします。
  - (1) 第5条<死亡保険金の支払に関する補則>2項の場合は被保険者が死亡した日
  - (2) 第15条<告知義務違反による解除>および第17条<重大事由による解除>の場合は、被保険者が死亡したときは被保険者が死亡した日、それ以外のときは解除の通知をした日
  - (3) 前条<保険契約の解約>の場合は解約日
3. 未経過保険料の計算式は次に定めるとおりとします。  
未経過保険料 = 保険証券記載の年払保険料相当額 - (保険証券記載の月払保険料相当額 × 前項に定める各基準日における既経過月数)
4. 未経過保険料は、次の各号に定める日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社で支払います。
  - (1) 第5条<死亡保険金の支払に関する補則>2項の場合は免責の通知をした日
  - (2) 第15条<告知義務違反による解除>および第17条<重大事由による解除>の場合は解除の通知をした日
  - (3) 前条<保険契約の解約>の場合は解約日

## 11. 契約内容の変更

### 第21条<コース変更>

1. 保険契約者は、保険金額が増額となるコース変更をする場合、保険契約の更新時においてのみ、被保険者の同意および会社の承諾を得て、コース変更することができます。この場合、保険契約者は保険期間満了日の1か月前

までに会社に請求書類を提出してください。

2. 保険契約者は、保険金額が減額となるコース変更をする場合、保険契約の更新時においてのみ、コース変更することができます。この場合、保険契約者は保険期間満了日までに会社に請求書類を提出してください。
3. コース変更した場合、保険料は、コース変更後の保険料となります。
4. コース変更した場合、会社はコース変更日（コース変更前の保険契約の保険期間満了日の翌日をいいます。以下同様とします。）以後に生じた支払事由に対して、コース変更後の保険金額を適用します。
5. コース変更した場合、会社はコース変更証によりその旨を保険契約者に通知し、変更前の保険契約の保険証券とコース変更証をもって変更後の保険証券とみなします。

#### 第22条<保険料払込方法(回数)の変更>

1. 保険契約者は、保険契約の更新時においてのみ、保険料払込方法（回数）を変更することができます。この場合、保険契約者は保険期間満了日までに会社に請求書類を提出してください。
2. 前項に定める変更が適用される日は、更新日とします。

#### 第23条<保険契約者の変更>

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。この場合、保険契約者は会社に請求書類を提出してください。

#### 第24条<保険金受取人の変更>

1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、この場合、保険金受取人を1人の者に指定してください。
2. 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

#### 第25条<遺言による保険金受取人の変更>

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。ただし、この場合、保険金受取人を1人の者に指定してください。
2. 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

#### 第26条<保険契約者または保険金受取人の代表者>

1. 保険契約者が死亡した場合の保険契約について、保険契約者の相続人が2人以上の場合、代表者を1人決めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者の相続人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の相続人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者の相続人が2人以上の場合、その責任は連帯とします。
4. 前3項は、保険金受取人の相続人が2人以上ある保険契約において、それらの者が死亡保険金を請求する場合に準用します。

#### 第27条<保険契約者の住所または通信先の変更>

1. 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者が前項の通知をしなかった場合、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

## 12. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

#### 第28条<年齢の計算>

1. 被保険者の契約年齢は、責任開始日における満年齢で計算します。

### 第29条<契約年齢および性別の誤りの処理>

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合、次の方法により取り扱います。
  - (1) 責任開始日における実際の満年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、会社の定めるところにより処理します。
  - (2) 責任開始日における実際の満年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、責任開始日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものと会社で定めるところにより処理します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合、会社の定めるところにより処理します。

## 13. 保険契約の更新

### 第30条<保険契約の更新>

1. 会社は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者に更新案内を通知します。更新案内を受け取った保険契約者が、保険期間満了日までに会社所定の書面にて保険契約を更新しない旨の通知をしない限り、保険契約は保険期間満了日の翌日に更新されます。ただし、更新日における被保険者の満年齢が会社の定める契約年齢をこえる場合、保険契約は更新されません。
2. 前項の規定により、保険契約が更新される場合、会社は、更新証によりその旨を保険契約者に通知します。
3. 更新後の保険契約（以下「更新後契約」といいます。）については、次のとおりとします。
  - (1) 保険期間  
1年とします。
  - (2) 保険料払込期間  
1年とします。
  - (3) 保険料  
更新日における被保険者の満年齢によりあらためて計算します。
  - (4) 告知義務違反による解除  
更新前の保険契約（以下「更新前契約」といいます。）

において告知義務違反による解除の事由がある場合、会社は、更新後契約を解除することができます。

- (5) 第1回保険料の払込の猶予期間  
更新後契約の第1回保険料の払込の猶予期間は、更新前契約と更新後契約は継続したものとみなして、第11条第2項の規定を準用します。
  - (6) 適用する保険料率  
更新日における保険料率を適用します。
  - (7) 保険証券  
会社が発行した当初の保険証券と更新証をもって更新後の保険証券とみなします。
4. 第3条<死亡保険金の支払>に定める自殺の場合の免責期間ならびに第16条<告知義務違反による解除ができない場合>第1項第4号および第5号に定める保険契約を解除できない期間に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。

## 14. 保険契約を更新するときの保険料その他の契約内容の見直しをする場合

### 第31条<保険契約を更新するときの保険料その他の契約内容の見直しをする場合>

1. 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより更新時の保険契約の保険料の増額または死亡保険金の減額を行うことがあります。
2. 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、本商品が不採算となったときは、会社の定めにより保険契約の更新を引き受けないことがあります。

## 15. 保険期間中の保険料の増額または死亡保険金の減額をする場合

### 第32条<保険期間中の保険料の増額または死亡保険金の減額>

1. 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または死亡保険金の減額を行うことがあります。

### 第33条<想定外の事象発生による保険期間中の死亡保険金の削減>

1. 死亡保険金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより死亡保険金を削減して支払うことがあります。

## 16. 時効

### 第34条<時効>

1. 死亡保険金または未経過保険料の支払を請求する権利は、それぞれの支払事由が確定した時から3年間請求がない場合は時効によって消滅します。

## 17. 管轄裁判所

### 第35条<管轄裁判所>

1. この保険契約における死亡保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金受取人（保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

## 別表

### ■別表1<請求書類>

項目	約款条文	必要書類
死亡保険金	第6条	<ul style="list-style-type: none"><li>●会社所定の請求書</li><li>●会社所定の様式による医師の死亡診断書</li><li>●被保険者の住民票（発行から3か月以内のもの）または戸籍抄本</li><li>●保険金受取人の印鑑証明書</li></ul>
保険契約の解約	第19条	<ul style="list-style-type: none"><li>●会社所定の請求書</li></ul>
コース変更	第21条	<ul style="list-style-type: none"><li>●会社所定の請求書</li><li>●当該被保険者についての会社所定の告知書（保険金額が増額される場合のみ必要となります。）</li></ul>
保険料払込方法（回数）の変更	第22条	<ul style="list-style-type: none"><li>●会社所定の請求書</li></ul>
保険契約者の変更	第23条	<ul style="list-style-type: none"><li>●会社所定の請求書</li></ul>

※会社は、必要に応じて、一部の書類の提出について省略を認めること、または上記以外の書類の提出を求めることがあります。



# あんしん 世代

## お問い合わせ先 苦情および相談窓口

※お客様の回線の契約種類によって無料ダイヤルにつながらない場合は、恐れ入りますが（ ）内の有料番号をご利用ください。

ご契約に関するお問い合わせ  
**いきいき世代コールセンター**  
通話料無料 **0120-74-8164**  
(または **03-3235-3049**〈有料〉)  
午前9時～午後7時  
日・祝日・年末年始等の休業日を除く

苦情のお申し出、およびご意見・ご相談  
**お客様相談窓口**  
通話料無料 **0120-19-0703**  
(または **03-3235-3024**〈有料〉)  
午前10時～午後6時  
土・日・祝日・年末年始等の休業日を除く